

鹿屋市子育て交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

鹿屋市子育て交流プラザ条例施行規則（令和２年鹿屋市規則第５号）の一部を次のように改正する。

第４条第３項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

第４条の次に次の１条を加える。

（保護者）

第４条の２ 条例第９条第１号に規定する保護者とは、次に掲げるものをいう。

- （１）親権者
- （２）未成年後見人
- （３）第３条第２項の規定による使用の許可に係る児童が子育て交流プラザを使用するため、当該使用の許可に係る児童の同伴を依頼された者

別記第１号様式及び別記第２号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第3条関係）

鹿屋市子育て交流プラザ施設利用申請書

年 月 日

鹿屋市長 様

鹿屋市子育て交流プラザを使用したいので申請します。

（太枠の中を記入してください。）

申請日	年 月 日	利用証番号											
氏名（ふりがな）		続柄	（西暦） 生年月日										
申請者	（ ）	本人					年			月			日
利用者	（ ）						年			月			日
利用者	（ ）						年			月			日
利用者	（ ）						年			月			日
利用者	（ ）						年			月			日
利用者	（ ）						年			月			日
住所	〒												
電話番号													
備考													
確認書類	運転免許証・マイナンバーカード・その他（ ）												

<使用者の区分>

	使用できる者の範囲	区分
1	児童及びその家族	
2	妊娠中の者及びその者に同伴する者	
3	子育て支援に係る活動を行う者	
4	子育てに係る相談等を希望する者(1～3に掲げる者を除く。)	

注 太線の中だけ記入してください。

第2号様式（第4条関係）

（表）

鹿屋市子育て交流プラザ施設利用証

（裏）

- 子育て交流プラザを利用するときは、受付でこの利用証を提示してください。
- この利用証は、他人に貸したり、譲ったりすることはできません。ただし、この利用証の交付を受けた方が子どもに同伴できないため、他の方に保護者として子どもの同伴を依頼する場合はこの限りではありません。
- この利用証を紛失し、若しくは汚損し、又は申請内容に変更があったときは、施設に届け出てください。
- 利用に当たっては、施設の条例、規則等を守ってください。

氏 名 _____

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。